

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から 4 月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルスクエア静岡

静岡市駿河区石田一丁目 118 番地の 1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ジェイアール東海不動産株式会社 東京都港区港南二丁目 1 番 95 号 代表取締役 志田 威

3 変更事項

施設の運営方法に関する事項

項 目	変更前	変更後
開店時刻	10 : 00	10 : 00（年間 30 日は 9:00）
駐車場を利用できる時間帯	9 : 45～22 : 15	9 : 45～22 : 15（年間 30 日は 8:45～22 : 15）

4 変更年月日

平成 18 年 12 月 31 日

5 届出年月日

平成 18 年 12 月 25 日